



2015年5月18日

各 位

住 所 東京都千代田区三崎町三丁目3番 23 号
 会 社 名 芙蓉総合リース株式会社
 代表者の
 役職氏名 代表取締役社長 佐藤 隆
 (コード番号：8424 東証第1部)
 問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長 吉田 哲也
 電話番号 03 - 5275 - 8891

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2015年6月24日に開催予定の第46期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、定款第29条および第38条の規定の一部を変更するものであります。定款第29条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠いた場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を4年とするとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第29条 (社外取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で、法令の定める限度まで<u>社外</u>取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第29条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、法令の定める限度まで取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</p>

第5章 監査役および監査役会

第32条（任期）

（条文省略）

（新設）

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第38条（社外監査役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、法令の定める限度まで社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

第32条（任期）

（現行のとおり）

2. 会社法第329条第3項の規定により選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

但し、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該補欠監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

第38条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、法令の定める限度まで監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2015年6月24日
定款変更の効力発生予定日	2015年6月24日

以上